○うるま市地域まちづくり応援事業補助金交付要綱

令和６年３月２５日

告示第６４号

（趣旨）

第１条　この告示は、団体による自主的かつ主体的なまちづくり活動の支援及び地域コミュニティの担い手育成を図ることを目的に、予算の範囲内において、うるま市地域まちづくり応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、うるま市補助金等交付規則（平成１７年うるま市規則第４７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業者）

第２条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内の各種協会、経済団体、福祉関連団体又は自治会その他地域で活動する団体とする。ただし、うるま市通り会元気応援事業補助金交付要綱（令和５年うるま市告示第８８号）第２条に規定する団体を除く。

２　前項本文の規定にかかわらず、補助対象事業者が次のいずれかに該当するときは、交付対象としない。

（１）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）が事業主であるとき。

（２）　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているとき。

（３）　暴力団員が実質的に運営しているとき。

（４）　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。

（５）　契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているとき。

（６）　暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。

（７）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

（補助対象事業）

第３条　補助金対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

（１）　地域課題解決型事業　市内で実施する地域課題の解決を図る事業

（２）　将来自走化型事業　市内で実施する将来的に自走化を見据えた事業

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業において直接必要となる経費であって、別表に掲げる経費とする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額等は、次の表に定めるとおりとする。

事業の種類	補助金の額	補助金の額の上限	申請回数（年）
地域課題解決型事業	補助対象経費に５分の４を乗じた額	１事業当たり１００万円	限度なし
将来自走化型事業	補助対象経費に２分の１を乗じた額	１事業当たり１００万円。ただし、補助金の交付決定を２回目に受けた場合は８０万円、３回目に受けた場合は５０万円を上限とする。	３回を限度とする。

（補助対象事業の実施期間及び補助対象経費の対象期間）

第６条　補助対象事業の実施期間は、当該年度の申請受付開始日から当該年度の２月１８日までとする。

２　前項に規定する実施期間内に実施した補助対象経費は、当該年度の２月末日までに支払われたものを対象とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助対象事業者は、地域まちづくり応援事業補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、地域まちづくり応援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に対し通知するものとする。

２　市長は、前項の交付決定の際、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（補助対象事業の変更承認申請）

第９条　補助金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助対象事業の内容に変更、中止又は廃止の事由が生じたときは、事業開始の１０日前までに、地域まちづくり応援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。ただし、事業開始の１０日前までに地域まちづくり応援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書を提出できないことについて市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　前項本文の規定にかかわらず、補助対象経費が２０パーセントを超えない範囲で減少する場合は、前項に規定する承認申請書の提出を要しないものとする。

（補助金の変更交付決定等）

第１０条　市長は、前条の規定による承認申請書の提出があった場合において、これを審査した上で承認したときは、補助金の交付額を変更し、地域まちづくり応援事業補助金変更（中止・廃止）承認兼交付決定通知書（様式第４号）により交付決定事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　交付決定事業者は、補助対象事業の完了した日若しくは前条の規定による中

止又は廃止の承認後、速やかに、地域まちづくり応援事業補助金実績報告書（様式第５号。以下「実績報告書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　交付決定事業者は、前項の規定による実績報告の後においても市長の指示があるときは、補助対象事業に係る実績及び効果について報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条第１項の規定による実績報告書の提出があった場合において、これを審査した上で適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、地域まちづくり応援事業補助金額確定通知書（様式第６号。以下「確定通知書」という。）により当該実績報告をした交付対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１３条　交付決定事業者は、補助金の交付額の確定通知を受けたときは、地域まちづくり応援事業補助金精算払請求書（様式第７号）を、確定通知書を受けた日から１０日以内に市長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象事業に必要な経費として概算払を受けようとするときは、補助金交付決定額の９割を限度として、地域まちづくり応援事業補助金概算払請求書（様式第８号）を、決定通知を受けた日から１０日以内又は補助対象事業の実施開始日の２０日前までに市長に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第１４条　交付決定事業者は、規則第１８条各号に規定する財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

２　市長は、取得財産等が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過した場合は、規則第１８条に規定する市長の承認をするものとする。

３　規則第１８条第２号の市長が定めるものは、価格が３０万円以上の機械、器具及びその従物とする。

４　市長は、規則第１８条に規定する市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第１５条　市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第８条の規定による交付決定の内容（第１０条の規定による承認をしたときは、その承認した内容）の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　法令等の定め並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合

（２）　不正、虚偽、怠慢その他不適切な行為をした場合

（３）　この告示に規定する補助金の交付要件を欠くこととなった場合（ただし、交付決定事業者の責に帰すことができないと認められる場合を除く。）

（補助金の返還期限等）

第１６条　規則第１５条第１項及び第２項の期限は２０日とし、補助金の返還を命ずるときは、地域まちづくり応援事業補助金返還請求書（様式第９号）により交付対象事業者に通知するものとする。

（補助金の経理区分）

第１７条　交付決定事業者が補助金の交付を受けたときは、補助対象経費について、その収支の状況を明らかにしなければならない。

２　交付決定事業者は、前項に規定する収支の状況を明らかにした帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業の実施年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

（補則）

第１８条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

補助対象経費
１　謝礼金（講師謝礼金、委員謝礼金等）
２　人件費（補助対象事業に直接必要な臨時雇用等の賃金）
３　交通費（公共交通機関の運賃）
４　需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱費等）
５　役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）
６　委託料
７　使用料及び賃借料
８　備品購入費
９　保険料（イベントの実施に係る保険料）
１０　その他市長が特に必要と認めた経費

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

うるま市長　　様

所 在 地
商　　号
メールアドレス
代表者名　　㊞

地域まちづくり応援事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、うるま市地域まちづくり応援事業補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　事 業 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　事業概要

３　申請区分 □地域課題解決型補助金
□将来自走型補助金（申請回数：□１回目　□２回目　□３回目）

４　補助金交付申請額　　金　　円

５　補助対象事業実施期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

関係書類
（１）　補助対象事業計画書（任意様式）
（２）　団体概要（任意様式）
（３）　役員名簿（任意様式）
（４）　規約、会則、定款（任意様式）
（５）　補助対象経費予算書（任意様式）
（６）　助成対象経費の参考となる資料（見積書、料金表、パンフレット、カタログ等）
（７）　自走化計画書（任意様式）※将来自走型補助金のみ
（８）　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

所 在 地
商　　号
代表者名　　様

うるま市長　　印

地域まちづくり応援事業補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで交付申請があった、補助金について、当該補助金の交付を決定しましたので、うるま市地域まちづくり応援事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　補助金交付決定額　　金　　円

２　交付条件
（１）　うるま市補助金等交付規則及びうるま市地域まちづくり応援事業補助金交付要綱を遵守すること。
（２）　事業実施終了後に、市が開催する当該事業の報告会で事業の実績報告を行うこと。※地域課題解決型事業のみ

様式第３号（第９条関係）

年　　月　　日

うるま市長　　様

所 在 地
商　　号
メールアドレス
代表者名　　㊞

地域まちづくり応援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号により交付決定通知のあった、補助金に係る補助対象事業について、下記の理由により変更（中止・廃止）したいので承認くださるよう、うるま市地域まちづくり応援事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により申請します。

記

１	変更（中止・廃止）前の補助金交付決定額	金　　円
２	変更（中止・廃止）後の補助金交付申請額	金　　円
３	変更（中止・廃止）予定日	年　　月　　日
４	変更（中止・廃止）理由	別紙のとおり

※　変更申請の場合は、変更内容が確認できる書類（変更後の実施計画、予算書等）を添付すること。

様式第４号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

所 在 地
商　　号
代表者名　　様

うるま市長　　印

地域まちづくり応援事業補助金変更（中止・廃止）承認兼交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった補助対象事業について、当該事業の変更（中止・廃止）を承認し、下記のとおり補助金の交付額を変更しましたので、地域まちづくり応援事業補助金交付要綱第１０条の規定により通知します。

記

１　変更（中止・廃止）前の補助金交付決定額　　金　　円
２　変更（中止・廃止）後の補助金交付決定額　　金　　円

様式第５号（第１１条関係）

年　　月　　日

うるま市長　　様

所 在 地
商　　号
メールアドレス
代表者名　　㊞

地域まちづくり応援事業補助金実績報告書

　　年　　月　　日付け　　第　　号により交付決定通知のあった補助金に係る補助対象事業が完了しましたので、うるま市地域まちづくり応援事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類
（１）　補助対象事業報告書（任意様式）
（２）　経費発生状況調書（任意様式）
（３）　その他市長が必要と認める書類

様式第６号（第１２条関係）

第　　号
年　　月　　日

所 在 地
商　　号
代表者名　　様

うるま市長　　印

地域まちづくり応援事業補助金額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった、地域まちづくり応援事業について、審査の結果適正と認め、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、うるま市地域まちづくり応援事業補助金交付要綱第１２条の規定により通知します。

記

補助金確定額　　金　　円

様式第７号（第１３条関係）

年　　月　　日

うるま市長　　様

所 在 地
商　　号
メールアドレス
代表者名　　㊞

地域まちづくり応援事業補助金精算払請求書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付額の確定通知を受けた補助金について、うるま市地域まちづくり応援事業補助金交付要綱第１３条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　精算払請求額　　金　　円

２　添付資料　地域まちづくり応援事業補助金額確定通知書（様式第６号）の写し

振込口座	金融機関名		支店名	
	口座の種類		口座番号	
	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 口座名義人			

様式第８号（第１３条関係）

年　　月　　日

うるま市長　　様

所 在 地
商　　号
メールアドレス
代表者名　　㊞

地域まちづくり応援事業補助金概算払請求書

　　年　　月　　日付け　　第　　号により交付決定通知を受けた補助金について、うるま市地域まちづくり応援事業補助金交付要綱第１３条第２項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　概算払請求額　　金　　円

２　添付資料　地域まちづくり応援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）の写し

振込口座	金融機関名		支店名	
	口座の種類		口座番号	
	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 口座名義人			

様式第９号（第１６条関係）

第　　号
年　　月　　日

所 在 地
商　　号
代表者名　　様

うるま市長　　印

地域まちづくり応援事業補助金返還請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の確定を通知したうるま市地域まちづくり応援事業補助金について、うるま市地域まちづくり応援事業補助金交付要綱第１６条の規定により、下記のとおり補助金の返還を請求します。

記

１　補助金交付決定額　　金　　円

２　精算（概算）払額　　金　　円

３　補助金返還額　　金　　円

４　返還期限　　年　　月　　日